

健保法等の改正に伴う一部負担金徴収額等一覧表

H15.4.1～

		一部負担徴収額		点数表
70歳以上の高齢者	「老人保健法」対象者	一定所得以下	1割	老人
	H14.9.30までに70才になっている人、或いは65才以上で市町村長の認定により(老)の人	一定所得以上	2割	
	「高齢受給者証」対象者	一定所得以下	1割	一般
	H14.10.1以降に70才になる人(75才になれば「老人保健法」対象者)	一定所得以上	2割	
6才以上70才未満の人	(福)は全対象者		1割	一般
	社保		3割	一般
	退職		3割	
	東京建設業、中央建設、東京土建の組合員		2割	
	国保など上記以外		3割	
	3才から6才未満		(3割)	一般
3才未満		(2割)	一般	

一部負担金徴収限度額		
	入院	在総診等
一定以上の所得のある高齢者	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%	40,200円
一般の高齢者	40,200円	12,000円
市町村民税非課税世帯の高齢者	24,600円	8,000円
さらに一定の所得に満たない高齢者	15,000円	8,000円
(福)	(福)は全対象者が定率一割負担、入院40,200円又は24,600円 外来が12,000円又は8,000円	
(障)(親)(乳)	(障)(親)については (一部)(食) 表示の医療証持参者は 定率一割負担 入院40,200円・外来12,000円 (食)表示のみの医療証持参者は入院・外来の一部負担金なし (乳)は入院・外来の負担なし 請求については、現行どおり 社保は、10名連記の請求書 で、国保はレセプトで請求	
(都)	(都)一日につき1,000円を限度にして月2回まで、入院14,000円	

寝たきり老人在宅総合医療又は在宅末期医療総合医療を受けている場合が対象になります。

(H15. 4. 1 以降の変更点)

一部負担金徴収額は3才から70歳未満まで3割に統一される。(福)及び(障)(親)で(一部)(食)表示の医療証持参者は一割

外来薬剤一部負担金制度は廃止

55歳以上退職の任意継続被保険者期間の特例廃止となり2年間まで

継続療養給付の廃止

健保法等の改正に伴う一部負担金徴収額等一覧表

H15.4.1～

		一部負担徴収額		点数表
70歳以上の高齢者	「老人保健法」対象者	一定所得以下	1割	老人
	H14.9.30までに70才になっている人、或いは65才以上で市町村長の認定により(老)の人	一定所得以上	2割	
	「高齢受給者証」対象者	一定所得以下	1割	一般
	H14.10.1以降に70才になる人(75才になれば「老人保健法」対象者)	一定所得以上	2割	
6才以上70才未満の人	(福)は全対象者		1割	一般
	社保		3割	一般
	退職		3割	
	東京建設業、中央建設、東京土建の組合員		2割	
	国保など上記以外		3割	
	3才から6才未満		(3割)	一般
3才未満			(2割)	一般

一部負担金徴収限度額		
	入院	在総診等
一定以上の所得のある高齢者	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 1%	40,200円
一般の高齢者	40,200円	12,000円
市町村民税非課税世帯の高齢者	24,600円	8,000円
さらに一定の所得に満たない高齢者	15,000円	8,000円
(福)	(福)は全対象者が定率一割負担、入院40,200円又は24,600円 外来が12,000円又は8,000円	
(障)(親)(乳)	(障)(親)については (一部)(食) 表示の医療証持参者は 定率一割負担 入院40,200円・外来12,000円 (食)表示のみの医療証持参者は入院・外来の一部負担金なし (乳)は入院・外来の負担なし 請求については、現行どおり 社保は、10名連記の請求書 で、国保はレセプトで請求	
(都)	(都)一日につき1,000円を限度にして月2回まで、入院14,000円	

寝たきり老人在宅総合医療又は在宅末期医療総合医療を受けている場合が対象になります。

(H15. 4. 1 以降の変更点)

一部負担金徴収額は3才から70歳未満まで3割に統一される。(福)及び(障)(親)で(一部)(食)表示の医療証持参者は一割

外来薬剤一部負担金制度は廃止

55歳以上退職の任意継続被保険者期間の特例廃止となり2年間まで

継続療養給付の廃止